

平成二十年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、広島県知事及び広島県公安委員会から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十二年五月二十七日

同	同	同	広島県監査委員
			富永健三
			下原康充
			高橋義則
			加賀美和正

平成 20 年度包括外部監査の結果による措置状況

<知事所管分>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>【テーマ】 広島県における委託料について</p> <p>第 4 各論 各部署毎の委託料の監査結果</p>	
<p>1 総務局（報告書 P68～）</p>	
<p>No. 385 尾三地域事務所三原分庁舎管理業務</p> <p>【意見】 個人情報を取り扱う事務を外部に委託することになると考えられるから、契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。</p>	<p>平成 21 年 3 月 3 日契約の「東部建設事務所三原支所庁舎管理業務委託契約書」において、個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載した。</p>
<p>5 土木局・都市局（報告書 P141～）</p>	
<p>No. 32 土木技術専門研修企画運営業務委託料</p> <p>【意見】 契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。</p>	<p>平成 20 年度における同業務の委託契約においては、契約変更により、個人情報保護に関する条項を追加し、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守する旨を記載した。</p>
<p>No. 46 平成 19 年度橋梁維持管理基本計画検討業務</p> <p>(1) 【意見】 成果物を引き渡す契約であるから、著作権の帰属条項、瑕疵担保条項を明記すべきである。</p> <p>(2) 【意見】 広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項添付されているが、その根拠となるべき契約書本文に個人情報保護規定がないから、契約書に広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。</p>	<p>広島県建設技術センターと契約した、平成 19 年度橋梁維持管理基本計画検討業務の契約書には、当該条項の記載が無かった。今後は契約書本文に著作権の帰属条項、瑕疵担保条項を明記することとした。</p> <p>広島県建設技術センターと契約した、平成 19 年度橋梁維持管理基本計画検討業務の契約書には、当該規定の記載が無かった。今後は契約書本文に広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を明記することとした。</p>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>No. 87 広島空港連絡歩道橋管理業務</p> <p>【意見】 再委託の承諾は予め書面による承諾を要する旨契約文言に明記すべきである。</p>	<p>再委託には書面による承認が必要な旨,平成21年度契約文言に明記した。</p>
<p>No. 159 暫定棧橋等管理業務</p> <p>(1)【意見】 再委託の承諾は予め書面による承諾を要する旨契約文言に明記すべきである。</p> <p>(2)【意見】 業務委託契約に,建設工事請負契約約款を適用するのであれば,誤解を招くおそれの無いように,契約書に「建設工事請負契約」を適用する旨の文言を明記する必要がある。また建設工事請負契約約款を適用しないが,建設工事請負に用いる下請人名簿を流用するのであれば,下請人名簿に印刷された「建設工事請負契約約款7条の規定により通知します」という文言を削除しておくべきである。</p>	<p>再委託を行う場合は発注者の書面による承諾を要することとし,契約書の文言を次のとおり改めた。</p> <p>「契約書第7条の2 乙は,この契約の履行につき,業務の全部もしくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の業務以外の部分を第三者に委任し,又は請け負わせるときは,遅滞なく,甲に対し,次に掲げる事項を通知し,甲の書面による承諾を得なければならない。」 (甲:広島県,乙:受託者)</p> <p>上記のとおり,再委託を行う場合は,契約書第7条の2により,再委託の通知(=「下請負人名簿」の提出)を行い発注者の承諾を得ることとしたため,「下請負人名簿」中の「建設工事請負契約約款7条の規定により通知します」という文言を削除し,契約書中の関係条項に基づいたものとなるよう改めた。</p>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>No. 212 港湾・漁港・海岸構造物補修委託（2工区）</p> <p><b>（1）【意見】</b> 再委託の承諾は予め書面による承諾を要する旨契約文言に明記すべきである。</p> <p><b>（2）【意見】</b> 業務委託契約に、建設工事請負契約約款を適用するのであれば、誤解を招くおそれの無いように、契約書に「建設工事請負契約約款」を適用する旨の文言を明記する必要がある。また、建設工事請負契約約款を適用しないが、建設工事請負に用いる下請人名簿を流用するのであれば、下請人名簿に印刷された「建設工事請負契約約款7条の規定により通知します」という文言を削除しておくべきである。</p>	<p>当該業務は、年間委託業務（緊急性のある補修工事等を1年を通じて業務として委託するもの）として位置づけているが、契約締結の際、誤って通常の業務委託契約書で契約を締結してしまったものである。このため、平成21年度は年間委託業務として「年間委託用契約書」を用いて契約を締結した。</p> <p>なお、「年間委託用契約書」については、次のとおり措置を講じた。</p> <p>再委託を行う場合は発注者の書面による承諾を要することとし、契約書の文言を次のとおり改めた。</p> <p>「契約書第7条の2 乙は、この契約の履行につき、業務の全部もしくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の業務以外の部分を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、遅滞なく、甲に対し、次に掲げる事項を通知し、甲の書面による承諾を得なければならない。」 （甲：広島県、乙：受託者）</p> <p>上記のとおり、再委託を行う場合は、契約書第7条の2により、再委託の通知（＝「下請負人名簿」の提出）を行い発注者の承諾を得ることとしたため、「下請負人名簿」中の「建設工事請負契約約款7条の規定により通知します」という文言を削除し、契約書中の関係条項に基づいたものとなるよう改めた。</p>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>No. 215 小用港（切串地区）他 港湾・漁港・海岸構造物補修他工事（年間委託）</p> <p><b>（１）【意見】</b> 再委託の承諾は予め書面による承諾を要する旨契約文言に明記すべきである。</p> <p><b>（２）【意見】</b> 業務委託契約に、建設工事請負契約約款を適用するのであれば、誤解を招くおそれの無いように、契約書に「建設工事請負契約」を適用する旨の文言を明記する必要がある。また建設工事請負契約約款を適用しないが、建設工事請負に用いる下請人名簿を流用するのであれば、下請人名簿に印刷された「建設工事請負契約約款 7 条の規定により通知します」という文言を削除しておくべきである。</p>	<p>再委託を行う場合は発注者の書面による承諾を要することとし、契約書の文言を次のとおり改めた。 「契約書第 7 条の 2 乙は、この契約の履行につき、業務の全部もしくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の業務以外の部分を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、遅滞なく、甲に対し、次に掲げる事項を通知し、甲の書面による承諾を得なければならない。」 （甲：広島県、乙：受託者）</p> <p>上記のとおり、再委託を行う場合は、契約書第 7 条の 2 により、再委託の通知（＝「下請負人名簿」の提出）を行い発注者の承諾を得ることとしたため、「下請負人名簿」中の「建設工事請負契約約款 7 条の規定により通知します」という文言を削除し、契約書中の関係条項に基づいたものとなるよう改めた。</p>
<p>No. 250 廿日市地区小型船舶特定施設維持管理</p> <p><b>（１）【意見】</b> 随意契約を必要とする理由に疑問がある。競争入札を検討すべきである。</p> <p><b>（２）【意見】</b> 個人情報を取り扱う事務を外部に委託することになると考えられるから、契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。</p>	<p>NPO 法人への随意契約については、平成 16 年 10 月から行っており、当初は社会的実験としてスタートしたものである。 今後は、実験の成果を検証し、検証結果を踏まえ、業務内容や契約方法の見直しを検討する。 契約方法については、競争入札への移行や指定管理者である株式会社ひろしま港湾管理センターへ一括業務委託等を視野に入れて検討する。</p> <p>平成 22 年度の契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載することとした。</p>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>No. 1101 庁舎管理業務委託</p> <p><b>【意見】</b> 設計金額が予定価格と同額にされており、調整が行われていないが、予定価格の決定にあたっては、予定価格から適度の減額をすることを考慮する必要がある。</p>	<p>予定価格算出の基礎となる設計金額は、毎年度、単価の見直しを行い算出しているところであり、この設計金額に基づき決定している予定価格は適正であると考えている。</p>
<p>No. 1628 急傾斜維持修繕業務委託 No. 1629 急傾斜維持修繕業務委託</p> <p><b>【意見】</b> 業務委託契約に、建設工事請負契約約款を適用するのであれば、誤解を招くおそれの無いように、契約書に「建設工事請負契約」を適用する旨の文言を明記する必要がある。 また、建設工事請負契約約款を適用しないが、建設工事請負に用いる下請人名簿を流用するのであれば、下請人名簿に印刷された「建設工事請負契約約款7条の規定により通知します」という文言を削除しておくべきである。</p>	<p>建設工事請負に用いる下請人名簿を流用するため、下請人名簿に印刷された「建設工事請負契約約款7条の規定により通知します」という文言を削除することとした。</p>
<p>No. 1888 小山田川 坊寺排水機場ポンプ分解整備業務委託</p> <p><b>【指摘】</b> 「過去10年間に広島県が発注した同種工事の元請け施工実績を有しない者を指名しない。」という指名業者の選定基準が厳しすぎるため、事実上新規参加者の締め出しになっていると思われるので、基準を緩和する方法を検討すべきである。</p>	<p>平成21年度から、県内市町が発注する同種工事について元請施工実績を有する業者を選定基準を緩和し、指名業者選定を行った。</p>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>No. 2447 通常砂防工事大通院谷川公衆トイレ新築工事に伴う実施設計委託</p> <p>No. 2448 広島港出島地区コンテナゲート上屋新築工事に伴う実施設計委託</p> <p>(1)【指摘】 再委託の承認を受ける前に受託者が再委託先に業務の発注をしていることを承知しながら、発注者が事後承認をしていることは、広島県契約規則第6条に違反している。</p> <p>(2)【意見】 再委託の承認を受ける前に、受注者が再委託先に対し再委託業務の発注をさせないよう徹底し、受託者が、特別の事情により再委託の承認を受ける前に再委託の発注をする必要がある場合は、再委託契約に停止条件を明記するよう指導すべきである。</p>	<p>再委託の承認を受ける前に、受注者が再委託先に対し再委託業務の発注をさせていた事例があったことから、再委託を承諾する場合は、事前に委託（下請負）承諾願を提出させ、委託の範囲、委託する理由、委託者及び担当者の資格、委託金額等を確認することを徹底した。</p> <p>再委託の承認を受ける前に、受注者が再委託先に対し再委託業務の発注をさせていた事例があったことから、再委託を承諾する場合は、事前に委託（下請負）承諾願を提出させ、委託の範囲、委託する理由、委託者及び担当者の資格、委託金額等を確認することを徹底した。</p>
<p>No. 2449 仁賀ダム管理事務所新築工事に伴う実施設計委託</p> <p>【意見】 再委託の内容確認が不十分である。再委託の承認に当たっては、予め再委託に出す業務の他に再委託の契約金額や再委託をする理由（必要性）などについての書面を提出させて審査をすべきである。</p>	<p>再委託を承諾する場合は、事前に委託（下請負）承諾願を提出させ、委託の範囲、委託する理由、委託者及び担当者の資格、委託金額等を確認することを徹底した。</p>

平成 20 年度包括外部監査の結果による措置状況

<公安委員会所管分>

監査の結果	措置の状況
<p>【テーマ】 広島県における委託料について</p> <p>第4 各論 各部局毎の委託料の監査結果</p>	
<p>8 警察本部（報告書 P175～）</p>	
<p>No.9 機動隊等移転に伴う植栽の伐採処分業務</p> <p>【意見】 業務の質の低下を防止するために検査体制強化する必要がある。</p>	<p>平成 19 年度に委託した当業務は既に完了しているため、当業務について検査体制を強化することは出来ないが、履行確認は確実に実施しており、業務の質の低下については認められなかった。今後、競争性を高めた結果、落札率が予定価格と比較してあまりにも低い水準となった業務については、検査員による現場立会等目視の検査を実施するなど検査体制の強化を図ることとする。</p>
<p>No.13 警察施設における建築物定期点検委託業務</p> <p>【意見】 次回も県下一括発注を行うとすれば、積算を「広島県建築物定期点検積算基準（平成 19 年版）」に準拠してするとしても、実績を基に必要人数の見直しを厳密にすべきである。</p>	<p>県下一括発注に変更したことから、次回発注時の積算に際しては、実績を基に必要人数を算出することとし、より正確な設計金額の算定を行うこととする。</p>
<p>No.33 比治山本町県警待機宿舍 101 号館エレベーター設備保守</p> <p>【意見】 業務の質の低下を防止するために検査体制を強化する必要がある。</p>	<p>当業務は、平成 18 年度から 2 年間の契約を締結する際の入札において受託者が入札金額を間違えたものであるが、履行確認は確実に実施しており、業務の質の低下については認められなかった。</p> <p>また、平成 20 年度からの 2 年間の契約については、落札率は 98.4%であり、業者にとっての利益幅は小さくなっているとは考えられない。検査体制については、点検時に立会するなど、引き続き履行確認の確実な実施により強化を図ることとする。</p>



監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>No. 147 航空隊庁舎及び同敷地清掃業務</p> <p><b>【意見】</b>  個人情報を取り扱う事務を外部に委託することになると考えられるから、契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。</p>	<p>平成19年度から2年間の同契約については、個人情報に関する条項の記載がなされていないが、平成21年度以降の契約書においては、当該条項を明記し、個人情報保護について遵守するよう措置している。</p>
<p>No. 148 通信指令システム保守点検業務</p> <p><b>【意見】</b>  平成19年度はC I O（情報システム統括監）が審査した結果、仕様が変更され予定価格が大きく下がったという点では、C I O設置の成果が顕著であるといえるが、過年度分について述べれば設計金額や予定価格が業者の見積りのおりに決められており、設計金額及び予定価格が適切な金額であったとは言い難い。  今後、同じような理由により随意契約とする情報システム保守点検契約については、設計金額の妥当性を厳格に点検する必要があるから、C I Oによる審査により仕様の見直しを徹底すべきである。</p>	<p>C I O制度が発足した平成19年度分では、通信指令課において契約方法を見直し、保守内容を圧縮してコストダウンを図った。これは、C I O審査というよりも保守範囲を縮小したことによって予定価格が下がったものである。今後も保守契約の仕様の見直し等を徹底する。  毎年度保守契約が必要な情報システムの審査について、設計金額の妥当性を判断するため、C I Oから、業者による見積工数だけでなく、契約後の実質工数も点検するよう指示を受けており、契約後の作業内容、実質作業工数を点検していく方針である。  なお、それ以外の保守契約については、見積段階で、工数根拠を示させる等審査を徹底する。</p>
<p>No. 253 自動車運転免許関係資料の電算登録業務等委託</p> <p><b>【意見】</b>  今後は、指名競争入札にすることを検討すべきである。</p>	<p>平成21年度から一般競争入札で契約をおこなっている。（参加者は1者）なお、単年度契約ではなく21年度から22年度の2年間の長期継続契約とした。</p>
<p>No. 256 広島県運転免許センター庁舎等の清掃業務委託</p> <p><b>【意見】</b>  個人情報を取り扱う事務を外部に委託することになると考えられるから、契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。</p>	<p>平成21年度からの2年間の同契約については、契約書に個人情報保護に関する条項の記載がなされていなかったため、個人情報保護に関する条項を追記する変更契約を交わした。</p>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>No. 273 広島県運転免許センター庁舎植栽管理業務委託</p> <p>【意見】 業務の質の低下を防止するために検査体制を強化する必要がある。</p>	<p>平成 19 年度から 2 年間の契約について、履行確認は確実に実施しており、業務の質の低下については認められなかった。検査体制については、庁舎管理担当者や当直員の現場立会等、引き続き履行確認の確実な実施により強化を図っている。</p>
<p>No. 575 機動隊等庁舎清掃業務</p> <p>(1) 【意見】 個人情報を取り扱う事務を外部に委託することになると考えられるから、契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。</p> <p>(2) 【意見】 業務の質の低下を防止するために検査体制を強化する必要がある。</p>	<p>平成 20 年度から 2 年間の同契約については、個人情報保護に関する条項の記載がなされていないため、契約変更により、契約書に条項の記載をすることとし、個人情報保護について遵守するよう措置している。</p> <p>平成 19 年度の契約について、履行確認は確実に実施しており、業務の質の低下については認められなかった。検査体制については、清掃後の目視点検を行うなど、引き続き履行確認の確実な実施により強化を図っている。</p>
<p>No. 580 警察学校賄い業務</p> <p>【意見】 業務の質の低下を防止するために検査体制を強化する必要がある。</p>	<p>平成 18 年度から 2 年間の委託契約において、落札率が 20%以下となったものであるが、履行確認を確実に実施した結果、業務の質の低下については認められなかった。</p> <p>今後の検査体制については、契約をした警察学校会計課と、日々の食数を管理している同庶務課とが連携し、日々の履行確認を確実に実施していく。また、学生からの聞き取りにより業務の質の低下を監視するなど強化を図った。</p>
<p>No. 612 一般廃棄物処理業務委託</p> <p>【意見】 業務の質の低下を防止するために検査体制を強化する必要がある。</p>	<p>当業務についての履行確認は、履行の都度確実に実施しており、業務の質の低下については認められなかった。引き続き履行確認を確実に実施するなどして、業務の質の低下につながらないように検査の強化を図っていく。</p>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>No. 766 尾道警察署若潮寮管理・賄い業務</p> <p>(1)【意見】 指名競争入札資格者名簿に登載された全業者を対象にするなど、より高い競争性を確保した指名競争入札を実施することが望ましい。</p> <p>(2)【意見】 個人情報を取り扱う事務を外部に委託することになると考えられるから、契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。</p>	<p>平成 20 年度から 2 年間の同契約については、一般競争入札を実施し、より高い競争性を確保した。</p> <p>平成 20 年度からの 2 年間の同契約については、当該監査の結果を受け、「広島県警察個人情報取扱委託基準」に定める別記特記事項を遵守する旨の変更契約を行った。</p>
<p>No. 801 若芦寮管理賄い業務</p> <p>(1)【意見】 指名競争入札資格者名簿に登載された全業者を対象にするなど、より高い競争性を確保した指名競争入札を実施することを検討すべきである。</p> <p>(2)【意見】 個人情報を取り扱う事務を外部に委託することになると考えられるから、契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。</p>	<p>平成 18 年度からの 2 年間の契約は既に完了している。平成 20 年度からの 2 年間の同契約においては、一般競争入札を実施している。</p> <p>平成 18 年度からの 2 年間の契約は既に完了している。平成 20 年度からの 2 年間の同契約については、契約書に個人情報保護に関する条項を明記していなかったため、個人情報保護に係る変更契約を締結した。</p>